

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「24,000円」を「19,200円」に改め、同条第3項中「24,000円」を「19,200円」に、「38,400円」を「31,200円」に改め、同条第4項中「24,000円」を「19,200円」に、「44,400円」を「43,200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。